

NO.88 2012. 2. 29

労働徳島

発行 徳島県商工労働部
労働雇用政策局労働雇用課
徳島市万代町 1 丁目 1 番地
TEL 088-621-2348 FAX 088-621-2852
県ホームページ <http://www.pref.tokushima.jp/>

関西の大学と「就職支援に関する協定」を締結しました！

徳島県では、県外の大学に進学している多くの県出身大学生に、採用意欲の高い県内企業にあらためて目を向けてもらい、学生の就職支援を組織的・継続的に行うとともに、県内企業の人材確保を行い、地域の活性化につなげるため、関西の大学と就職支援協定を締結しました。

龍谷大学

○学 部 文学部・経済学部・経営学部
法学部・政策学部・理工学部
社会学部・国際文化学部
短期大学部

○締結日 平成23年12月19日



関西学院大学

○学 部 神学部・文学部・社会学部
法学部・経済学部・商学部
人間福祉学部・国際学部
教育学部・総合政策学部
理工学部

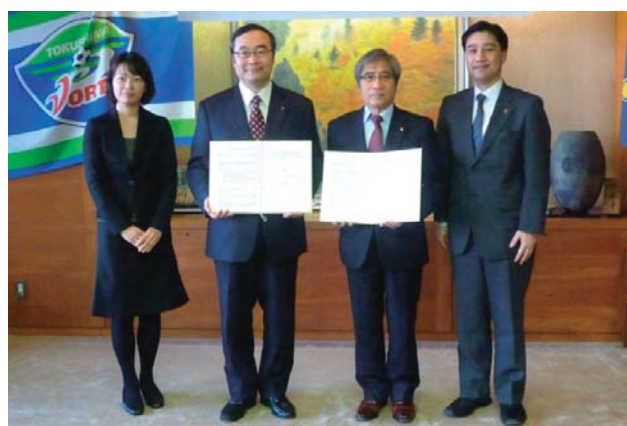
○締結日 平成23年12月22日



立命館大学

○学 部 法学部・産業社会学部・国際関係学部
文学部・政策科学部・映像学部
国際インスティテュート
経済学部・経営学部・理工学部
情報理工学部・生命科学部
スポーツ健康科学部・薬学部
文理総合インスティテュート

○締結日 平成24年1月30日



◆協定の主な内容◆

- (1) 学生に対する県内の企業情報、各種イベント等の周知に関すること
- (2) 学内で行う合同企業説明会等の開催に関すること
- (3) 保護者向けの就職セミナー開催に関すること
- (4) 学生のUターン就職に係る情報交換及び実績把握に関すること
- (5) その他、学生のUターン就職促進に関すること

◆「大学内合同企業説明会」参加企業募集案内について◆

龍谷大学、関西学院大学および立命館大学との「就職支援に関する協定」に基づく「大学内で行う合同企業説明会」への参加企業募集案内等をメール配信します。

申込み・お問い合わせについては、

「とくしまジョブステーション」 TEL 088-625-3190

「就職支援に関する協定」を締結した龍谷大学生が 「徳島ビジネスフォーラムin大阪」に参加しました

2月1日に大阪市（ホテル阪神）で開催された「徳島ビジネスフォーラムin大阪」に龍谷大学生を招待しました。これは、「就職支援に関する協定」の取組のひとつで、県内の「ものづくり企業」についての認識を深めていただくことを目的としています。

交流レセプションでは、知事と直接話をするなど、学生達にとっては、大変有意義な1日となりました。今後も、協定を締結した大学の関係者や学生を招待するなど、県内企業に関心を持ってもらう機会を提供していきたいと考えております。



「退職金制度を導入したら 会社には活気が出てきました!」

——中退共に加入した社長さんの声

中退共制度は、半世紀で100万社以上の企業にご利用いただいている国の退職金制度です。

国の制度だから安心・確実	掛金の助成を受けることができます。さらに、掛金は全額非課税。 手数料もかかりません。	パートさんも 加入できます
外部積立型だから管理が簡単	従業員ごとの納付状況や退職金試算額を事業主にお知らせします。	

詳しくはホームページへ

中退共

検索

<http://chutai-kyo.taisyokukin.go.jp/>

ちゅうたくん きょうう子ちゃん

〒105-8077
東京都港区芝公園1-7-6退職金機構ビル
TEL (03) 3436-0151 (代表) FAX (03) 3436-0400

中退共
CHU-TAI-KYO

独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

平成24年 7月 1日から 改正育児・介護休業法が全面施行されます。

少子化の流れを変え、男女ともに子育てや介護をしながら働き続けることができる社会を目指して、平成21年に育児・介護休業法が改正されました。

平成24年 7月 1日から、これまで適用が猶予されていた以下の制度が、常時100人以下の労働者を雇用する事業主にも適用されます。



両立支援キャラクター両立するべえ

1 短時間勤務制度（所定労働時間短縮等の措置）（法第23条）

事業主は、3歳未満の子を養育する労働者が請求すれば利用できる短時間勤務制度（原則 1 日 6 時間）を設けなければなりません。

○短時間勤務制度は、就業規則に規定される等、制度化されていることが必要であり、運用で行われているだけでは不十分です。該当する事業主におかれては、施行日までに就業規則の整備等を行うようにしてください。

2 所定外労働（残業）の免除（法第16条の8）

3歳に満たない子を養育する労働者が請求した場合には、事業主は、その労働者を、所定労働時間を超えて労働させてはなりません。

○所定外労働の免除の請求は、1回につき、1か月以上1年以内の期間について、開始の日及び終了の日を明らかにして、開始の日の1か月前までにしなければなりません。また、この請求は、何回でもすることができます。

3 介護休暇（法第16条の5）

要介護状態にある対象家族の介護その他を行う従業員は、事業主に申し出ることにより対象家族が1人の場合は年5日、2人以上の場合は年10日を限度として、介護休暇を取得することができます。

○事業主は、労働者から介護休暇の申出があったときは、業務の繁忙等の理由があってもこれを拒むことはできません。また、事業主は、労働者が介護休暇の申出をし、又は介護休暇を取得したことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いをすることを禁止されています。

育児・介護休業等に関する規則の規定例、社内様式等については、次の厚生労働省のホームページをご参照ください。

育児・介護休業法の改正について<http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/07/tp0701-1.html>

改正育児・介護休業法に関するお問い合わせは、徳島労働局雇用均等室へ

○徳島労働局雇用均等室 TEL088-652-2718

徳島県はぐくみ支援企業の認証を取得しませんか

徳島県はぐくみ支援企業認証制度とは？

次世代育成支援の一環として、子どもを産み育てながら働き続けることができる「子育てに優しい職場環境づくり」に積極的に取り組まれている企業等を、徳島県が「はぐくみ支援企業」として認証する制度です。

認証企業等一覧（2011年10月26日～2012年 2月24日）

子育てにやさしい職場環境づくりに積極的に取り組む企業はこちらです。

企 業 名	業 種
有限会社ファースト美容院	美 容 業
株式会社阿北自動車教習所	学 習 支 援 業
株 式 会 社 レ イ ル	そ の 他 の 小 売 業
株 式 会 社 マ ス ト ミ	食 料 品 製 造 業
株 式 会 社 北 島 建 設	建 設 業
三 笠 電 機 株 式 会 社	建 設 業

認証を受けるのに必要な要件は

- 1 徳島県内に本店、支店または営業所等を有し、常時雇用している労働者がいる（民間の会社だけでなく、個人企業や協同組合、医療法人、学校法人、団体等も応募できます）。
- 2 期間が2年以上5年以下の「一般事業主行動計画」を策定し、労働局に届け出ている。
- 3 「一般事業主行動計画」に掲げた目標の実施に向けた取組や対策を行っている。

はぐくみ支援企業に認証されると

- 1 子育て支援に積極的に取り組む企業として、イメージアップにつながります。
- 2 徳島県のホームページで「はぐくみ支援企業」として取組をPRします。
- 3 金融機関による低利融資の支援対象となります。
（取扱金融機関：阿波銀行、四国銀行、徳島銀行、徳島信用金庫、阿南信用金庫、商工組合中央金庫）などのメリットがあります。

応募方法について

お申し込みは、次の書類を下記の応募先までご提出ください。郵送、持参いずれでも結構です。
様式は、県のホームページからダウンロードできます。

- ・はぐくみ支援企業認証申込書
- ・「一般事業主行動計画」の写し
- ・「一般事業主行動計画策定・変更届」の写し

お問い合わせ先

労働雇用課 働きやすい職場づくり担当 TEL 088-621-2347

はぐくみ支援企業表彰状交付式

徳島県は、はぐくみ支援企業における仕事と家庭の両立支援について他の模範となる優れた取組を実施している企業を表彰しており、平成24年 2月12日、9事業所に齋藤副知事から表彰状が授与されました。



ファミリー・サポート・センター功労者表彰状交付式

徳島県は、ファミリー・サポート・センターにおいて子育て援助活動等に熱心に取り組み、その功績の認められる方を「ファミリー・サポート・センター功労者」として表彰しており、平成24年 2月12日、6名の方に齋藤副知事から表彰状が授与されました。



はぐくみ支援企業の表彰を行いました

仕事と家庭の両立支援について、他の模範となる優れた取組を実施している企業を表彰いたしました。

◆表彰企業はこちら

- | | | |
|----------------|-------------|---------------|
| ○株式会社ホームケアべんり堂 | ○有限会社ひかりや商店 | ○有限会社真商事 |
| ○徳島市農業協同組合 | ○株式会社花由 | ○有限会社ファースト美容院 |
| ○株式会社阿北自動車教習所 | ○株式会社レイル | ○株式会社北島建設 |
| ○三笠電機株式会社 | | |

◆おもな表彰理由

- ・男性の育児休業取得者がいる。
- ・産前休暇及び産後休暇が有給である。
- ・小学校就学までの子を養育する従業員が利用できる短時間勤務制度を実施している。
- ・子の看護休暇は、小学4年生までの子を養育する従業員が利用できる
- ・介護休暇は、当該家族が1人の場合7日、2人以上の場合は14日まで取得できる。
- ・定年を満70歳にしている。
- ・地域子ども・子育てに関する積極的な地域貢献活動を実施している。

◆表彰を受けるには

まず、はぐくみ支援企業として認証を受ける必要があります。はぐくみ支援企業として、他の模範となる優れた取組を実施している企業を表彰します。

ファミリー・サポート・センター功労者の表彰を行いました

徳島県内のファミリー・サポート・センターにおいて子育て援助活動等に熱心に取り組み、その功績の認められる方を表彰いたしました。

◆功 労 者

徳島ファミリー・サポート・センター	福 西 由美子 さん
	秋 田 みさき さん
鳴門ファミリー・サポート・センター	西 川 小 夜 さん
阿南ファミリー・サポート・センター	天 羽 恵 里 さん
美馬ファミリー・サポート・センター	脇 田 美代子 さん
板野東部ファミリー・サポート・センター	松 本 貞 子 さん

◆おもな取組内容

- ・使命感を持って援助活動を続けており、子どもたちだけでなく、保護者からも信頼が厚く良好な関係を構築している。
- ・平日・土曜・日曜日にも、早朝から夜まで、真心を込めてサポートするとともに、保護者の急な依頼にも快く対応している。
- ・保護者からの子育ての悩み相談にも懇切丁寧に対応している。
- ・子どもへの理解が深く、常に依頼会員の気持ちに沿った活動を行っている。
- ・地域リーダーの1人として、研修会や交流会における運営に積極的に取り組んでいる。

◆表彰を受けるには

ファミリー・サポート・センターの提供又は両方会員として継続した活動을続け、市町村長から推薦されるなど、子育て援助活動に積極的に取り組んでいると認められる方を表彰します。

徳島県卓越技能者(阿波の名工)の表彰を行いました

徳島県では、きわめて優れた技能等を有する方を「徳島県卓越技能者(阿波の名工)」として表彰しています。

この表彰は、技能者の地位及び技能水準の向上、県民の技能を尊重する気運の醸成などを図ることを目的に行っているもので、昭和57年の創設以来、これまでものづくりの分野の第一線で活躍する88人の技能者の皆さんを卓越技能者として表彰しています。

平成23年度は、かわらぶき工の藤崎久喜さん(美馬市)と人形製造工の美馬由夫さん(徳島市)の2人を卓越技能者として表彰し、職業能力開発促進月間の11月に知事から表彰状等を贈呈しました。



【主な表彰要件】

- 徳島県内に就職している満35歳以上の者
- 優れた技能を有し、その技能が業界で高く評価されている者
- 卓越した技能を使う職業に関して15年以上の経験を有する者
- 就業を通じて後進技能者の育成、指導又は技能に関する工夫、改善等により労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与した者

(表彰式 平成23年11月28日・徳島県庁)

賃金不払残業の解消に向けて

県に寄せられる労働相談のうち、賃金不払残業を含む、賃金、労働時間等に関する相談が全体の約4割を占めています。賃金不払残業は、労働基準法違反であるとともに、民事上、使用者は、支払い義務を負います。

賃金不払い残業の解消のために、次のとおりポイントをまとめました。詳しくは、「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」（平15.5.23基発第0523004号厚生労働省通知）をご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/040324-3.html>

1 労働時間の適正な把握

使用者には、労働時間を適正に管理する責務があり、賃金不払残業が生じないように、次のような方法で適正に労働時間を管理しなければなりません。

- ①労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録する。
- ②始業・終業時刻の確認および記録は、原則的として、使用者による現認またはタイムカード、パソコン入力等の客観的な記録を基礎として確認し、記録する（③の「自己申告制による確認・記録」は、使用者による確認・記録ができない場合のやむを得ない措置です）。
- ③自己申告制により始業・終業時刻の確認及び記録を行わざるを得ない場合、以下の措置を講ずること。
 - (ア)自己申告制を導入する前に、その対象となる労働者に対して、労働時間の実態を正しく記録し、適正に自己申告を行うことなどについて十分な説明を行うこと。
 - (イ)自己申告により把握した労働時間が実際の労働時間と合致しているか否かについて、必要に応じて実態調査を実施すること。
 - (ウ)労働者の労働時間の適正な申告を阻害する目的で時間外労働時間数の上限を設定するなどの措置を講じないこと。

適正な自己申告を阻害するおそれのある措置として、他にも次のようなものが挙げられます。

- ・ 時間外労働削減を支持する社内通達
- ・ 時間外労働手当の定額払い
- ・ 職場単位ごとの時間外労働手当の予算枠の設定

詳しくは、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（平13.4.6基発第339号厚生労働省通達）をご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/070614-2.html>

2 職場風土の改革

「賃金不払残業は、やむを得ない」という労使双方の意識（職場風土）がある場合には、これをなくするための取組を行うことが望まれます（経営トップによる決意表明、社内教育、社内巡視等）。

3 適正に労働時間の管理を行うためのシステムの整備

- ①マニュアルの作成など、適正に労働時間の管理を行うためのシステムの確立
- ②賃金不払い残業の温床となっている業務態勢や業務指示の在り方にまで踏み込んだ見直しの検討
- ③賃金不払い残業の是正という観点を考慮した人事考課の実施等

4 労働時間を適正に把握するための責任体制の明確化とチェック体制の整備

- ①事業場ごとに労働時間の管理の責任者を明確にしておくことが必要です。
- ②労働時間の管理とは別に、相談窓口（専用メールアドレス、投書箱等）を設置する等により賃金不払い残業の実態を積極的に把握する体制を確立することが重要です。
- ③労働組合においては、賃金不払い残業の実態を把握した場合には、労働組合としての必要な対応を行うことが望まれます。

賃金不払い残業の解消のためには、労使双方がよく話し合い、十分な理解と協力の下に取り組む体制を整備することが望まれます。必要に応じ、労使からなる委員会等を設置することが望まれます。

徳島県の産業別最低賃金が改定されました

徳島県産業別最低賃金が平成23年12月21日に改定されました。下記の産業に従事する労働者に対しては、それぞれの産業ごとに定められた最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。徳島県地域別最低賃金の時間額と併せてご確認ください。

件 名	時 間 額	発 効 日	改 定 前
紡績、織物業	652円	平成15年12月21日	
造作材・合板・建築用組立材料製造業	775円	平成23年12月21日	773円
はん用器械器具、生産用機械器具、 業務用機械器具製造業	801円	平成23年12月21日	797円
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業	759円	平成23年12月21日	753円

徳島県地域別最低賃金 時間額**647円**(発効日:平成23年10月15日)

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。徳島県内においては、ごく一部の例外を除き、時間額で647円を下回る賃金を設定することは許されません。違反した場合は、罰則が適用されます。

最低賃金に関するお問い合わせは、
徳島労働局賃金室又は最寄りの労働基準監督署へ
○徳島労働局賃金室 TEL088-652-9165
○労働基準監督署

徳島 TEL 088-622-8138
三好 TEL 0883-72-1105

鳴門 TEL 088-686-5164
阿南 TEL 0884-22-0890

厚生労働省最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>

ウェブで最低賃金が
チェックできます。

最低賃金制度

検索



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

特別労働相談を実施します

現下の厳しい経済情勢のなか、年度末を控え、解雇や雇止め等、または、労働条件の切り下げ等に関する相談に対応するため、徳島県労働者福祉協議会と共同で、次のとおり「特別労働相談」を実施いたします。

特別労働相談の開催

日 時 3月8日(木)、9日(金) 午前10時～午後5時

場 所 徳島県労働福祉会館(徳島市昭和町3丁目35-1)

電話:0120-783-072(フリーダイヤル)

電話「仕事なんでも相談室」(徳島県労働者福祉協議会)及び面接(徳島県労働福祉会館別館303号室)において対応させていただきます。予約は不要です。

深刻な労働問題から、
ちょっとした悩みや疑問にもお答えします。
お気軽にご利用ください。

「仕事なんでも相談室」もご活用ください

「仕事なんでも相談室」

徳島市昭和町3-35-1 労働福祉会館 2階

電話番号: **0120-783-072**(フリーダイヤル)

月～金 午前9時～午後9時

土～日 午前10時～午後4時

夜間・休日も相談できます。
(祝日、年末年始は除く)